

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子2名。子のうち1名は平成25年10月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成23年6月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成24年9月以降についても避難継続が合理的であると認められ、原発事故後避難先で出生した子を含め平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められる（既払金は控除）とともに、日常生活阻害慰謝料の増額として、乳幼児を連れての避難生活であったことを考慮して平成23年3月から平成26年3月まで増額が認められ（子の年齢により月額を調整）、母につき第2子妊娠中の平成25年1月から同年10月まで月額3万円の増額が認められ、当初家族別離が生じたことを考慮して平成23年4月から同年6月まで月額3万円の増額が認められ、さらに、原発事故による避難生活のため必要となった保育料等の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金882万7418円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に

対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年4月26日

（仲介委員 中野 剛史）

項目	対象期間	金額	備考
日常生活障害慰謝料 (基本部分)	自 H24.9.1 至 H26.3.31	¥5,350,000	父・母・息子の3人分
日常生活障害慰謝料 (基本部分)	自 H25.10.7 至 H26.3.31	¥600,000	娘の分
日常生活障害慰謝料 (増額・乳幼児)	自 H23.3.11 至 H26.3.31	¥970,000	母を代表者として増額
日常生活障害慰謝料 (増額・妊婦)	自 H25.1.1 至 H25.10.6	¥300,000	母に増額
日常生活障害慰謝料 (増額・別離)	自 H23.4.21 至 H23.6.22	¥90,000	父を代表者として増額
生活費増加分 (保育園費用)	自 H23.12.1 至 H24.5.31	¥284,980	
	自 H24.9.1 至 H28.3.31	¥1,061,529	
避難費用 (引越費用)	自 H30.3.2 至 H30.3.3	¥170,909	
合計		¥8,827,418	